

防衛省デジタル・ガバメント中長期計画

2020年（令和2年）3月30日

防衛省行政情報化推進委員会決定

I 基本事項

(1) 目的

行政の在り方そのものをデジタル前提で見直す「デジタル・ガバメント」については、「世界最先端 I T 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（2017 年（平成 29 年）5 月 30 日閣議決定）及び「デジタル・ガバメント推進方針」（2017 年（平成 29 年）5 月 30 日 I T 戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に基づき、これらの実現に向けた計画として「デジタル・ガバメント実行計画」（以下「実行計画」という。）が 2018 年（平成 30 年）1 月に決定され、以降改定を経て 2019 年（令和元年）12 月 20 日に第 3 版が閣議決定されている。

加えて、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）により改正された行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）が 2019 年（令和元年）12 月 16 日に施行され、また、デジタル時代の新たな I T 政策大綱（2019 年（令和元年）6 月 7 日 I T 戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）が策定されたことにより、現在の変化の激しいデジタル時代に対応した行政の在り方、具体的には情報通信技術を活用した行政の推進、行政手続の原則オンライン化等について、政府全体としての明確な方針、基本原則が示されたところである。

当省においても、これらの方針・計画等を踏まえ、当省が所管する業務をデジタル社会に対応させるとともに、厳しさを増す安全保障環境において防衛省・自衛隊の能力を最大限発揮するための環境を実現するためのデジタル・ガバメントの実現に向けた取組を省横断的かつ計画的に推進することを目的として、実行計画 4.1.3(1)に規定する各府省中長期計画として「防衛省デジタル・ガバメント中長期計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

(2) 計画期間

2020 年度（令和 2 年度）から 2024 年度末（2025 年（令和 7 年）3 月 31 日）までとする。ただし、本計画の推進状況や政府全体におけるデジタル・ガバメントに関する検討状況、当省を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、適宜所要の見直しを図ることとする。

(3) 現状と課題

当省は、防衛大臣を長として、本省内部部局、統合幕僚監部及び各自衛隊、外局である防衛装備庁、その他防衛省設置法第 3 章第 4 節から第 6 節に定め

る施設等機関、特別の機関、地方支分部局から構成されている。

当省は我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを任務としているが、実力組織である各自衛隊を中心に装備行政や教育、医療、研究等、多種多様な分野を所掌し、それぞれが所掌事務を完遂することで総体的に防衛省全体としての任務遂行を行っているものであり、そのために必要な各種の政府情報システムを整備・運用している。

情報システムの中には、安全保障等に係る業務に関するものとして秘密保持及びセキュリティの観点から極めて慎重な取扱いが必要なものが存在し、それらについては省内での厳重な管理が必要となるが、それ以外のものについては、当省も政府の一員として政府全体のデジタル・ガバメント推進に協力するため、横断的な行政情報化推進体制を整備し政府情報システムの統合・合理化等の取組を推進してきたところである。

当省では、現在のこれらの取組が現時点においてはいずれも「過去」の実績であるとの認識の下、昨今のデジタル・ガバメント推進の変容の速さ、拡がりの状況を踏まえると、前述のような防衛省の特殊性には十分に留意しつつ、現状に即したデジタル・ガバメント推進の実現に関し不断の見直しを行っていく必要がある。

(4) 計画の概要

本計画では、上記(3)「現状と課題」で記載した防衛省・自衛隊の特殊性に十分に留意しつつ、政府全体のデジタル・ガバメント推進に積極的に協力するため、当省が提供する「サービス」やその基盤となる「プラットフォーム」、これらを支える「ガバナンス」といった電子行政に関する全てのレイヤーにおいて、必要な変革の実行に関する取組を推進する。

本計画期間における経費の見込みは次のとおりであり、必要な費用対効果を得るべく、計画の推進状況を的確に管理する。

【防衛省情報システム経費計画（単位：億円）】¹

経費区分	2020年度（令和2年度）
整備経費	26.6
運用等経費	250.2
その他経費	1.0
合計	277.8

¹ 2021年度（令和3年度）以降の経費については今後見積り予定。

【施策別経費計画（単位：億円）】¹

施策区分	2020年度 (令和2年度)
利用者中心のサービス改革・行政手続のデジタル化	(14.4)
デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備	26.6
価値を生み出すITガバナンス	1.0
業務におけるデジタル技術の活用	0.0
合 計	27.6

※「利用者中心のサービス改革・行政手続のデジタル化」の金額は「デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備」の金額の内数。

(5) 計画目標

前述(1)の目的の達成に向け、本計画の推進により、後述のⅡ～Ⅴに記載の取組を着実に推進することを目標とし、これらの取組の進捗の管理については、各項目に定めたKPIを参照しつつ行うこととする。

Ⅱ 利用者中心の行政サービス改革・行政手続のデジタル化

(1) サービス改革方針

防衛省・自衛隊はその任務の特性上、国民や企業に直接サービスを提供する機会は、府省共通で行っている一般行政事務に係るものを除けばごく少数に限られる。

当省独自の行政手続において、恒常的に国民や企業に対し行っているものとしては、例えば住宅の防音工事の助成や予備自衛官の招集・把握等に関するものが挙げられるが、それら以外のは大半は、例えば外国軍隊による被害への対応や捕虜の取扱い、武力攻撃事態等における外国軍用品等の海上輸送の規制など、国の安全保障に係る特殊な状況下においてのみ発生する手続が占めていると言える。

こうした状況にあるとはいえ、当省も政府機関の一員として、デジタル・ガバメントの推進は積極的に取り組んでいくべき課題であると認識しており、そのための取組について可能な限り実施していく必要がある。

これらを踏まえ、当省としては、府省共通の一般行政事務に係るサービス、特に当省独自に提供する国民及び企業向けの恒常的なサービスについて、実行計画2.2.1(1)に掲げる「サービス設計12箇条」に即し、サービスデザイ

ン思考の要素を踏まえた利用者中心のサービス改革を優先的に推進するとともに、行政内部の手続やサービスの効率化にも取り組む。

なお、サービス改革に当たっては、改革の実施そのものを目的とするのではなく、サービスそのものの必要性も含めた業務改革を検討するとともに、サービス受益側となる利用者の利便性向上及びサービス提供側である行政の事務効率化を十分に考慮する。

(2) 業務改革（BPR）の徹底

業務改革は、サービス利用者の利便性向上及び行政の事務効率化を志向するために他の何よりも優先して取り組むべき事項であり、府省横断的・共通的な考え方をまとめた政府情報システム担当者向けの「デジタル・ガバメント標準ガイドライン実践ガイドブック」（2019年（平成31年）2月27日）（以下「実践ガイドブック」という。）は示されたものの、これに基づく手法が確立されておらず、システム別・事業別に個別に必要と思われる取組を行ってきた。

2019年（令和元年）6月、内閣官房に業務の抜本見直し推進チームが発足し、業務見直しに係る実施要領が示されたことから、当省においてもこの考え方・手法を用いて業務改革、業務見直しを行うべく、実践を重ねつつノウハウの蓄積を図ることとする。

また、並行してPMOとしてシステム担当者向けのBPR手法の確立を行うべく、2020年（令和2年）3月に実践ガイドブックや「業務見直しの進め方」実施要領、過去のBPRへの取組事例等を踏まえた参考資料を作成し配布することにより周知に努めるとともに、CIO補佐官による積極的な支援体制をもって業務改革を推進するとともに、BPRの実施に際しては、サービスの利用状況や現場の業務の分析結果を踏まえ、既存の制度・慣習等にとられない解決策の構築やプロセスの再設計まで踏み込んだ取組に努める。

(3) 行政手続のデジタル化

ア 行政手続のオンライン化実施の原則に係る情報システム整備

当省においては、675件の独自手続を所管しているが、現時点においてオンライン化が可能となっているものはない。

現在、実行計画別紙1に示すとおり「防衛施設建設工事申請」及び「中央調達業務の総合評価落札方式に係る手続」の2種類の手続について、費用対効果に配意しつつ、各手続を取り扱う情報システムの更改の時期に合わせ、オンライン化及びそれに関わる行政内部の手続の電子化を行っていく予定である。

これに加え、実行計画には記載はないが実施件数が多い「住宅防音工事

助成」の業務についてもオンライン化、添付書類の省略及びそれに関わる行政内部の事務の電子化についての検討を進めることとする。これら以外の事務については、事務件数も少なく、他の事務や事務処理、費用対効果の観点から踏まえても、現時点で直ちにオンライン化を行う効果が見込めないことから、今後の技術の発展等を注視しつつ、引き続きオンライン化の検討を行うこととする。

以下、個別の取組事項について示す。

a 防衛施設建設工事申請

・ 現状と課題 (As Is)

簡易確認型による総合評価落札方式は現在オンライン化されておらず、入札参加者は発注者側から交付された書式等を自ら作成して紙出力し、郵送又は持参での提出が必要になること、発注者側としても交付するための書類作成を入札参加者分準備する必要がある等、非効率となっている。

また、公告時の質問及び回答等については発注する地方防衛局にのみ掲示されるため、入札参加者は頻繁に発注する地方防衛局を訪れる必要があり、その際、談合の誘発を防ぐ観点から参加者間の鉢合わせが発生しないよう配慮が必要となる。

・ 実現したい状態 (To Be)

簡易確認型による総合評価落札方式をオンライン受付とすることにより、申請書等の提出に係る一連の作業をオンラインで完結することが可能になり、申請の効率化、ペーパーレス化、入札参加者の移動時間・交通費の削減等が期待できるとともに、利用者が頻繁に発注する地方防衛局へ訪問することがなくなるため、談合の誘発を防止することができる。

・ 具体的な取組 (To Do)

2020年度(令和2年度)に実施する電子入札システムの改修に合わせて、簡易確認型による総合評価落札方式に係る入札手続をオンライン化するための電子入札システムの改修を実施し、2021年(令和3年)4月を目途にオンラインでの受付を可能とする。

【KPI】 オンラインによる入札の割合：2021年度(令和3年度) 100%

b 中央調達業務の総合評価落札方式に係る手続

・ 現状と課題 (As Is)

総合評価落札方式の入札に係る一部の手続に関して、オンライン化

に対応しておらず、提案資料の提出等が紙での対応となっている。そのため、オンラインと紙の処理が混在し、入札参加者の手続及び行政事務の手続が煩雑となっている。

- ・ 実現したい状態 (To Be)

総合評価落札方式に係る入札手続に関して、全ての手続をオンライン化することにより、入札参加者の利便性向上及び行政事務の効率化を推進する。

- ・ 具体的な取組 (To Do)

2023年度(令和5年度)に予定されている中央調達システムの更改にあわせて、総合評価落札方式に係る全ての入札手続をオンライン化するために、中央調達システムの整備に取り組む。

【KPI】 オンラインによる入札の割合：2024年度(令和6年度) 100%

イ 添付書類の省略に係る情報システム整備

実行計画 5.2.2 において「既に行政機関が保有している情報について、行政手続において添付書類として提出を求めている場合は、その必要性の精査を行った上で、行政機関の情報連携等によって添付書類を省略する必要がある。」とされたことを踏まえ、当省においても添付書類の撤廃について推進する。

前述のとおり、当省では国民や企業に直接サービスを提供する手続は少数であるが、府省共通手続も含め添付書類を求めることとしている手続については、添付書類の省略が可能かどうか検討を行うこととする。

具体的には、①各手続において提出を義務付けている添付書類について、その必要性を精査し、可能な限りその提出を不要とするとともに、②政府全体の方針に沿って行政機関間の情報連携を積極的に活用し、添付書類に関連する情報を取得することによって、添付書類の省略を推進する。なお、情報連携による省略が困難な添付書類については、申請者がオンラインで提出することを可能とするなど、可能な限り一連の手続がデジタルで完結するように取り組む。

ウ 行政手続の利便性の向上に係るシステム整備

実行計画別紙1に基づきオンライン化に取り組むこととしている2種類の手続について、これらはいずれも調達を総合評価落札方式で行う場合の申請等をオンライン化するものであり、調達手続の一部を対象としたものとなっている。調達の分野は、国民や企業と直接関わるものであって、かつ実施件数も多く、当省では防衛装備品から一般事務用品まで、他府省

と比較して調達金額も大きいことから、当面は手続の一部についての検討を行うこととするが、将来的にはサービスのエンドツーエンドに配慮しつつ、例えば電子入札や電子契約等、サービス全体へのデジタル化の拡大について検討を継続していくこととする。

(4) 重要プロジェクトの推進

当省では、「中期防衛力整備計画（平成 31 年度～平成 35 年度）について」（2018 年（平成 30 年）12 月 18 日閣議決定。以下「中期防」という。）を踏まえ、以下について具体的な取組を推進する。

ア 中期防Ⅲ_3（大規模災害等への対応）を踏まえ、府省重点プロジェクトとして登録している「防衛省中央OAネットワーク・システム」について、当該システムが防衛省内における基幹的な連絡手段として使用されるものであり、2022 年度（令和 4 年度）に更改予定であること、また、首都直下型地震等の災害が発生した場合の情報システム運用継続計画（以下「IT-BCP」という。）対象システムとしているところ、防衛省全体として業務継続を可能とするのに必要な IT-BCP の策定に際し今後見直しを行う必要があり、更に見直した IT-BCP を踏まえ、耐障害性、耐災害性を備えた業務基盤を、費用対効果を踏まえながら整備することを検討する。

イ 同様に府省重点プロジェクトとして登録している「陸自業務システム」については、2017 年度から 2018 年度にかけて陸上自衛隊内のサービスを集約したが、更に次期更改を見据え、更なるサービス改革や業務効率化を実現していく必要がある。

以下、個別の取組事項について示す。

a IT-BCP の策定（防衛省中央OAネットワーク・システム）

・ 現状と課題（As Is）

災害発生時において防衛省・自衛隊は危機管理組織として迅速な対応が求められるところ、現在、首都直下型地震等の災害が発生し市ヶ谷地区が使用不能となった場合の IT-BCP は、「防衛省中央OAネットワーク・システム」で策定されているのみである。

実動において必要な連絡体制を構築するためには、当該システムのみならず、他の政府情報システムや作戦指揮のための情報システムを活用することが必要であるが、そうした情報システムを含めた総合的な IT-BCP を策定することが必要である。

・ 実現したい状態（To Be）

実動において必要となる、防衛省中央OAネットワーク・システムを中心とした複数の情報システムに跨る IT-BCP の策定

- 具体的な取組 (To Do)
必要な連絡体制の構築のための現状把握及びそれを踏まえた I T - B C P の策定の検討

【KPI】総合的な I T - B C P の策定：2020 年度（令和 2 年度）内

b 次期システムの検討（陸自業務システム）

- 現状と課題 (As Is)
陸自業務システムは、2017 年度及び 2018 年度に、陸自内の 4 つの業務系サービスを統合（クラウド化）し、業務の効率化及びコスト削減を実現したが、今後、更なるサービスの改革及びリソースの効果的かつ効率的な活用が求められている。
- 実現したい状態 (To Be)
利用者の利便性向上を考慮し、場所を問わない効率的な業務の実施、情報連携による業務効率化等の実現及びリソースの効果的かつ効率的な活用によるコスト削減
- 具体的な取組 (To Do)
2021 年度当初までに、B P R 及びプロセスの可視化を実施し、2021 年度の次期システム設計に反映する。
上記を踏まえた設計に基づき、2022 年度末までに次期システムを構築し、運用開始する。

【KPI】B P R 及びプロセスの可視化の実施：2021 年度（令和 3 年度）当初まで

(5) 民間手続デジタル化の推進

当省が所管する民間手続については、手続件数も少なく、他の手続や事務処理、費用対効果の観点も踏まえても、現時点で直ちにオンライン化を行う効果が見込めないことから、今後の技術の発展等を注視しつつ、引き続きオンライン化の検討を行うこととする。

Ⅲ デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備

(1) 府省のプラットフォームの概況及び今後の方針

当省においては、任務の円滑な遂行に必要な各種の政府情報システムを整備・運用している。そして、政府情報システムの整備に当たり、政府方針と

して実行計画で示された運用等経費等の削減及びそのための情報システム改革を着実に推進する必要がある。情報システムは任務遂行のための手段であり、必要な機能性能の確保を最優先としつつ、可能な限りのコスト削減その他の取組を着実に推進する。

具体的な取組として、当省では、いわゆる一般行政事務に係る情報システムについて、政府が整備するデジタルインフラ²とは別に、防衛省における共通的な基盤等の利用を検討している。

当省の政府情報システムは、その任務の特性上、必ずしも全てがデジタルインフラに移行して政府の管理に供することが最適であるとは言い切れないものもあることから、それらに対する必要な機能の担保と効率化を両立することが可能になるような基盤構築の可能性について所要の調査検討を行っている。

また、防衛省特有の安全保障等の業務に関する政府情報システムについても、防衛省において、政府のITガバナンスに準じ、可能な限りのコスト削減その他の取組を確実に実施する。

(2) 行政保有データの100%オープン化

行政保有データのオープン化については、当省においても、他府省と同様、官民データに係る相談窓口等によりニーズの発掘の枠組みを設けているが、利用頻度は極めて低いと言わざるを得ない。

この現状は、当省が保有するデータにニーズがないことを示すものとまでは言えないものの、一方で行政側の視点のみでは、データ利用側にとってどのような分野でどのようなデータのニーズがあるかがつかみきれないことも事実である。

そのため、相談窓口による受け身の対応のみならず、ニーズのあるデータの分野について当たりを付けるとともに、利用者から公開要望を募る等、積極的なニーズの掘り起こしについて検討を行うこととする。

また、既に公表されている保有データの利便性向上のための取組として、データカタログサイトに登録しているデータセットである、調達・契約・予算といった財政関係データ及び白書・コメンタリー（解説書）等の刊行物関係データについて、これらに関連する情報を追加、整理して拡大する取組についても今後検討する。

【KPI】オープン化対象データに係るニーズの公募の実施：2020年度（令

² 情報システム関係予算のうち、政府全体で共通的に利用するシステム、基盤、機能等を指す。

和2年度)内

【KPI】 利用者の要望や公募結果に応じて新たに公開又は公開内容の見直しを行ったデータ件数：2021年度（令和3年度）1件

(3) APIの整備

APIは官民連携の実現のための重要な取組であるところ、当省における官民連携に資する分野としては、本計画Ⅱ(3)アに示す行政手続のオンライン化に係る検討や前号の行政保有データのオープン化に係る検討と併せて検討することが適切かつ効果的である。利用者視点に立った、サービスデザイン思考を取り入れたAPIの整備の検討を、それぞれの検討に合わせて実施する。

【KPI】 公開API数：2024年度（令和6年度）1件

(4) 標準化・共通化の推進

当省では、府省共通システムが取り扱う業務分野のうち、人事給与システムや電子入札システム等、その運用が独特であるため独自の情報システムを整備している例がある。

これらについては本来情報システムの共通化を図るべきであるところ、検討により独自の整備が認められているものではあるが、プロジェクト管理においては、常に府省共通システムとの比較、共通化の可能性検討を継続することとする。

また、データや文字、語彙の標準化に関し、政府が示す各種ガイドに基づき、以下のとおり情報システム整備においてその標準化を図る。

- ・ 行政データ連携標準に準拠し、日付時刻や住所等、基本的なデータの標準化を進め、デジタル処理に適するデータを整備
- ・ 文字情報基盤を活用し、JIS規格外の文字をJIS規格に縮退し、文字情報の相互運用性を確保
- ・ 業務で使用している語彙と、共通語彙基盤で定義している語彙との対応表を作り、互換性を確保

(5) クラウドサービスの利用の促進

当省の所管する政府情報システムについては、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」（2018年（平成30年）6月7日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づくクラウド・バイ・

デフォルト原則に従い、システム更新時期に合わせ、段階的³にクラウドサービスの利用検討を行うこととし、民間事業者が提供するクラウドサービスの利用が適さないと判断されるシステムについては、「政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化について」（2019年（令和元年）6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議）に基づき、デジタルインフラへの移行を検討するほか、システムの特性上、政府が整備するデジタルインフラに移行しないシステムについては、それ以外の共通的な基盤の利用も検討することとしており、現在、必要な調査検討を行っているところである。

また、防衛省特有の安全保障等の業務に関する政府情報システムについても、必要な機能を担保しつつ、同様にクラウド・バイ・デフォルトの方針を踏まえた整備を推進する。

【KPI】政府情報システムにおけるクラウドサービスの活用数：2022年度（令和4年度）1システム

(6) 政府情報システム改革

当省では、現時点で54の政府情報システムを所管しているところ、引き続き計画的な統合・合理化を推進する。

また、実行計画4.2において、政府情報システムの運用等経費、整備経費のうちのシステム改修に係る経費について、2025年度（令和7年度）までに2020年度（令和2年度）比で3割削減の目標が示されたことを踏まえ、業務改革（BPR）を前提とした統廃合、共通化・標準化、クラウドサービスの利用等の取組を推進することを前提とした、目標達成に向けた実現性あるコスト削減に係る計画を作成する。

【KPI】運用等経費（2013年度（平成25年度）の運用等経費約271億円から、2021年度（令和3年度）末までに約71.6億円の削減を見込む（2013年度比約26.3%）

(7) 情報セキュリティ対策、個人情報保護、業務継続性の確保

本計画における情報セキュリティ対策、個人情報保護、業務継続性の確保について、以下のとおり定める。

a 情報セキュリティ対策

³ SaaS→PaaS（パブリック、プライベート）→IaaS（パブリック、プライベート）→オンプレミスの順に段階的にクラウドサービス等の利用検討を図る。

当省においては、情報システムのクラウド化を推進していく方向性の中、クラウドサービスの利用を始めとする新たな情報セキュリティ施策を検討し、引き続き必要な情報セキュリティを確保する。この際、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改正や政府が検討を行っているクラウドサービスの安全性評価に係る検討会での議論の状況を踏まえ、効率的かつ実効的な対策となるよう考慮する。

b 個人情報保護

当省においては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）等に基づき定めた防衛省本省の保有する個人情報及び個人番号の安全確保等に関する訓令（平成17年防衛庁訓令第33号）等の関係規則に則して、個人情報を含む電磁的記録への適切なアクセス制限等に関し、職員への教育、自己点検の強化、監査等の取組を推進し、個人情報の安全確保の措置の徹底を図る。

c 業務継続性の確保

当省においては、2008年（平成20年）6月に策定された「防衛省業務継続計画」において、首都直下型地震が発生した場合の非常時優先業務等の実施に係る情報システムを「防衛省中央OAネットワーク・システム」としており、そのIT-BCPに関し定期的な更新及び所要の訓練を行ってその実効性を確保している。

引き続き災害等における業務継続性の確保に努めるとともに、災害等においては、特定の情報システムのみでのBCPでは対応が困難となる事態も考えられることから、必要な時に必要な連絡体制が構築できるよう、II(4)アに前述のとおり、複数の情報システムにまたがって機能するBCPの策定を検討する。

IV 価値を生み出すITガバナンス

(1) 推進体制の整備、ITガバナンスの強化

実行計画及び本計画の着実な推進のため、当省においては防衛省行政情報化推進体制整備要綱を規定し、CIOを責任者とした行政情報化の推進体制を構築している。

しかし、昨今の変化の激しいデジタル・ガバメント推進に係る政府の動向に確実に対応するため、適時に推進体制及び役割を見直し、これによりITガバナンスの維持強化を図る必要がある。

当省においては、以下の点について明確化することで行政情報化の推進体制をアップデートし、省内のITガバナンス及びITマネジメントの強化を

図る。

【推進体制の整備】

- a PMOによるITガバナンスを実施する体制
- b 政府情報システムのライフサイクルにおけるプロジェクト管理及びプロジェクトの結節におけるガイドラインに基づくITマネジメントの実施体制
- c PJMOにおける一次評価体制
- d CIO補佐官による業務改革(BPR)、デジタルデバイド対策の実施に係る支援体制

【ITガバナンスの強化】

- e プロジェクトの承認、レビューの実施
- f 情報資産管理の徹底
- g プロジェクトの結節におけるCIO補佐官及びPMOの関与及びPJMOによる一次評価
- h プロジェクト運営状況のモニタリング
- i システム監査の実施

(2) 人材確保・育成

当省におけるセキュリティ・IT人材の着実な確保・育成を図るため、「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」(2016年(平成28年)3月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定)に基づき策定した「防衛省セキュリティ・IT人材確保・育成計画」に則して、セキュリティ・ITに係る体制整備、橋渡し人材の確保・育成、職員のリテラシー向上に係る取組を推進する。

また、総務省行政管理局が実施する情報システム統一研修その他研修等への積極的な参加を推進するとともに、CIO補佐官の支援を得てPJMOを対象とした省内の勉強会を定期的に計画し、知見のある人材の育成を推進する。

【KPI】橋渡し人材認定者数

累計12人(令和2年度)

(内訳) 係長9人、課長補佐(プロジェクト担当)1人、課長補佐(セキュリティ系)2人

(3) デジタルデバイド対策

デジタルデバイド対策は、まずは具体的な取組として本計画Ⅱ(3)アに示す

行政手続のオンライン化に係る検討や前号の行政保有データのオープン化に係る検討と併せて検討することが適切であり、情報システム整備に当たりデジタルデバインド対策（デジタル技術に馴染みがない方への支援策やデジタル機器に不慣れな方でも容易に操作できるUI（ユーザーインターフェース）の設計等）を考慮することを周知徹底する。

その際、デジタルデバインド対策に関し、その方法や考え方等について、CIO補佐官による総合的な支援体制を構築する。

また、本省内でのデジタルデバインド対策について、障害者雇用の推進に取り組むため、画面読み上げソフト、音声認識ソフトなどのデジタル技術の活用など、必要な設備の整備等について、関係部署と協力して検討を行う。

(4) 広報

当省においては、パソコン、スマートフォン及びタブレット等の様々な閲覧環境に対応するため、Webサイト全体のレスポンシブ化を推進するとともに、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるようウェブアクセシビリティの向上を図るものとする。

V 業務におけるデジタル技術の活用

(1) AI・RPA等のデジタル技術の活用

デジタル技術の活用は、行政事務の効率化の前提条件とはなり得ないものの、有効な手段であることは間違いがない。当省においても、各種業務の業務改革（BPR）を徹底した上で、特に国民・企業等に関わりが深い分野を優先し、AI・RPA等のデジタル技術の活用により効率化等が見込まれる業務からその導入を推進する。

現在、2019年（令和元年）7月に働き方改革推進の一環として発足した職員有志による「情報システム・マクロ機能等活用推進チーム」において、マクロ機能等を活用した業務効率化や業務効率化に資する新たなソフトウェアの導入の検討等、デジタル技術を活用した業務効率化の省内ニーズの発掘及び一部対応を行っているところであり、防衛省PMOにおいても所要の協力を行ってその推進を図るとともに、その他他省庁における業務効率化の取組で有用と考えられるものについては積極的に取り入れていくこととする。

(2) デジタル・ワークスタイルの実現のための環境の整備

当省における業務のデジタル化への対応のため、テレワーク端末の拡充や無線LAN環境の整備を引き続き進め、適切な活用を推進するとともに、

2022年度（令和4年度）に予定する防衛省中央OAネットワーク・システムの更改に際して、個人端末のモバイル化等、場所を選ばず業務の遂行を可能とするための環境の整備を図る。なお、当該環境の整備に当たっては、情報セキュリティ及び費用対効果について十分に配慮する。

また、2019年（令和元年）12月、業務の効率化を目的に、注意情報まで取り扱うことが可能な会議システム（内局ペーパーレス会議システム）を整備した。この会議システムの活用により、引き続き防衛省内で実施される会議のペーパーレス化を推進する。

【KPI】 リモートアクセス機能の導入状況：2020年度（令和2年度）

(3) 電子的な公文書管理等（電子決裁移行加速化方針への対応状況）

当省では、電子決裁移行加速化方針（平成30年7月20日 デジタル・ガバメント閣僚会議決定。以下「加速化方針」という。）に基づき、電子決裁への移行を推進しており、加速化方針で示された電子決裁を困難としている要因への対応について検討を行い、特に加速化方針Ⅱ1.（1）、Ⅱ2. 及び同Ⅱ3. について次のとおり対応を行うこととしている。

ア 国民からの申請等の行政手続に基づく決裁（加速化方針Ⅱ1.（1））

国民からの申請等の行政手続に基づく決裁については、手続のオンライン化や添付書類の廃止等の検討に併せて電子決裁への移行を検討し、電子決裁とすることでかえって業務が複雑・非効率となるものを除き、電子決裁を行うこととする。

（現時点の手続ごとの決裁に関する状況は、別紙3「手続の見直し工程表」を参照）

イ 業務システムが文書管理システムに接続せず、独自の決裁機能を持たない業務（加速化方針Ⅱ2.）

当省が保有する情報システムのうち、特に安全保障等の業務に関する政府情報システムについては、平成30年度に決裁機能を搭載することにより電子決裁が可能となるものがないか調査を行うとともに、これを踏まえて令和元年度に電子決裁機能の導入について検討を行った結果、決裁の判断に必要な資料は一般的な紙媒体のほか、図面、地図、冊子などがあり、電子決裁のためだけに電子データとして取り込むことは、事務作業の増大を引き起こし業務効率化に資するものではなく、情報漏えいの観点においても危険性が高まることから、引き続き紙決裁とする。

ウ 事務作業が主要業務でない現場職員に端末が配備されていない又は現場に安定的なネットワーク環境がない業務（加速化方針Ⅱ3.）

各自衛隊（幕僚監部を除く。）において、通達や命令等の文書の作成事

務に従事する者の人数等を平成 30 年度に調査するとともに、令和元年度に既存の端末の活用などにより真に必要な端末数の見直しを行った。現時点で不足する端末数は、およそ 6,700 台余りと見積っており、引き続き真に必要な端末数を精査しつつ、計画的に整備を行い、段階的に電子決裁を拡大していく。

【KPI】不足する端末の計画的な整備：2026 年度（令和 8 年度）までに整備完了

VI 計画の評価・改定

本計画については、防衛省 C I O 及び防衛省副 C I O の指導の下、四半期毎を基準として、推進状況の把握及び評価や当省を取り巻く情勢等を踏まえ、内容の見直し、拡充、詳細化等の必要性を検討するとともに、年 1 回を基準として、所要の改定を実施し、着実な推進により適切な費用対効果を得るべく的確な管理を図る。

VII デジタル改革を進めるためのロードマップ

- 別紙 1 デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備工程表
- 別紙 2 重要プロジェクトの推進に係る工程表
- 別紙 3 手続の見直し工程表
- 別紙 4 行政手続のデジタル化に係る工程表
- 別紙 5 主な投資事項一覧
- 別紙 6 マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表

なお、当省においては、別紙 6 に該当する取組はない。

VIII その他

本計画の推進に関して必要な事項は、整備計画局情報通信課長が定める。